

改正事項： 調査基準価格及び最低制限価格の見直しについて

適用日： 令和4年4月1日以降に入札公告を行う工事

改正経緯： ダンピング受注防止の観点から、令和4年3月に中央公契連モデルが改正されたことを受け、国土交通省が同4月から発注する建設工事の調査基準価格の算定式の改正が行われました。

これに合わせ本市においても、調査基準価格及び最低制限価格の算定式を下記のとおり改正しました。

記

1 改正内容

建設工事（調査基準価格及び最低制限価格）

項目	現 行	改 正
ア	直接工事費×0.97	直接工事費×0.97
イ	共通仮設費×0.90	共通仮設費×0.90
ウ	現場管理費×0.90	現場管理費×0.90
エ	一般管理費×0.55	一般管理費× 0.68
設定範囲	予定価格の7.5/10～9.2/10の範囲	予定価格の7.5/10～9.2/10の範囲

2 静岡市ホームページに掲載しています。

事業者向け＞入札・契約＞建設工事及び建設業関連業務委託＞更新情報

<https://www.city.shizuoka.lg.jp/000930840.pdf>

改正事項： 工事特性における公告文等の記載について

適用日： 令和4年4月1日以降に公告する建設工事

改正経緯： 工事発注課は、地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮するなどの工事特性がある工事については、技術政策課と調整を行い、工事成績採点において加点する項目を設定しているところですが、今年度から、該当する工事の公告文に『工事特性適用工事』である旨を記載することとし、下記のとおり変更しました。

記

1 改正内容

本市入札案件の公告文に、『週休二日対象工事』や『ICT 施工対象工事』と同様に『工事特性適用工事』の欄が追加され内容が表示されます。

2 工事成績での加点手続き

従来と同様に、完成届出書類に工事施工時の実績を報告してください。

3 注意点

工事特性による加点は、現場着手後に判明することもありますので、その際は従来どおり、工事所管課と実績報告について確認してください。

改正事項： 発注見通しの公表内容改正について

適用日： 令和4年4月1日以降の発注予定工事

改正経緯： 令和3年7月26日に行われた静岡・清水建設業協会と市の意見交換会での協会側から要望に基づき、受注計画に反映させ不調不落対策の一環として受注者、発注者の双方にメリットがあるよう、発注見通しの公表内容について、下記のとおり改正しました。

記

1 改正内容

従来の公表内容（参考）

No.	担当 課名	工事 名称	工事 場所	入札 契約 方式	工種	入札時期 (四半期)	工期 (箇月)	工事概要
1	〇〇部 △△課	○×△ □工事	葵区 ●● 地内	格付等級 指定型	01. 土木 一式	第2四半期	6	工事延長 205m 水路工 210m 舗装工 260 m ²

改正後の公表内容（参考）

No.	担当 課名	工事 名称	工事 場所	入札 契約 方式	工種	入札時期 (月表示)	工期 (箇月)	工事概要	その他 (発注規模)
1	〇〇部 △△課	○×△ □工事	葵区 ●● 地内	格付等級 指定型	01. 土木 一式	6月	6	工事延長 205m 水路工 210m 舗装工 260 m ²	1,500万円以上 4,000万円未満

2 静岡市ホームページに掲載しています。

事業者向け>入札・契約>建設工事及び建設業関連業務委託>発注見通し

https://www.city.shizuoka.lg.jp/734_000001.html

改定事項： 入札参加停止等措置要綱運用基準の改定について
 施行日： 令和4年4月1日
 改定経緯： 本市の基準において、従来は事故における被害（人身）の程度を『軽傷、中傷、重傷』の3区分に取り扱ってきたが、一般社会における事故程度の取り扱い等社会通念に合わせ、『軽傷・重傷』とし下記のとおり変更しました。

記

1 改正内容

(1) 人身の被害状況を判断するための基準

被害		判断要素
人身	軽傷	14日以下の傷害、又は休業4日未満 全治30日未満 を目安
	中傷	15日～2箇月未満の傷害、又は休業4日以上を目安
	重傷	全治2箇月 全治30日以上 を目安

—※休業は、事故当日から数え主日・祝日を含む。

※全治とは、実際に治療に要する期間（受傷日から最終通院日まで）をいう。

（静岡市入札参加停止等措置要綱運用基準（一部抜粋））

2 静岡市ホームページに掲載しています。

事業者向け＞入札・契約＞建設工事及び建設業関連業務委託＞規程・様式集
 ＞契約に関する規程について＞6 静岡市入札参加停止等措置要綱運用基準
https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_001863.html

改定事項： **契約関係書類における押印の廃止**について

施行日： 令和3年9月1日

改定経緯： 本市における押印廃止方針に基づき、静岡市建設工事執行規則等における契約関係書類について、下記のとおり一部書類への押印省略を可としました。

記

1 改正内容

●押印の省略を可とするもの

主に契約締結後に工事発注課（監督員）に提出する書類

例) 工程表、主任技術者等通知書、完了届、工事目的物引渡書等

●押印の省略を可としないもの

主に入札・契約事務に係る書類

例) 契約書、委任状、協議書

2 静岡市ホームページに掲載しています。

提出する書類のリンクに『【R3.9.1改正（押印廃止）】』と記載してあります。

例) [様式第14号 主任技術者等通知書【R3.9.1改正（押印廃止）】](#)